

第 33 回合志市地域公共交通協議会 次第

平成 27 年 5 月 22 日（金）10：00～
合志庁舎 2 階大会議室

1 開会

2 あいさつ

3 報 告

報告事項

- (1) 平成 26 年度コミュニティバス運行実績報告について
- (2) 合志市地域公共交通協議会設置要綱及び規約の改正並びに監査委員の選任について
- (3) 地域公共交通網形成計画策定調査業務の実施について
 - ・ プロポーザル実施要領及び仕様書について
 - ・ プロポーザル選定委員会設置要領の制定及び委員選定について

4 議 題

協議事項

- (1) コミュニティバス運行事業評価について
- (2) 平成 27 年度事業計画（案）について
- (3) 合志市生活交通確保維持改善計画（案）について

5 その他

- ・ 次回協議会 平成 27 年 7 月下旬

6 閉会

平成26年度コミュニティバス運行実績報告

合志市地域公共交通協議会

平成27年5月22日

平成26年度レターバス運行実績等一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運行経費(円) a	3,198,380	3,279,020	3,198,380	3,309,576	3,294,298	3,183,102	3,309,576	3,152,545	3,263,742	3,263,742	2,975,988	3,309,576	38,737,925
運賃収入(円) b	659,500	685,100	672,400	715,300	794,800	661,500	687,700	650,400	713,000	600,600	639,700	747,400	8,227,400
委託料 (円) c	2,538,880	2,593,920	2,525,980	2,594,276	2,499,498	2,521,602	2,621,876	2,502,145	2,550,742	2,663,142	2,336,288	2,562,176	30,510,525
収支率 (b÷a)×100	20.6%	20.9%	21.0%	21.6%	24.1%	20.8%	20.8%	20.6%	21.8%	18.4%	21.5%	22.6%	21.2%
利用者数(人) e	6,483	6,715	6,484	7,037	7,788	6,447	6,797	6,344	6,874	5,942	5,819	7,357	80,087
運行日数(日) f	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
運行便数(便) g	342	350	342	354	352	340	354	336	348	348	318	354	4,138
1便当たり利用者数 e÷g	19.0	19.2	19.0	19.9	22.1	19.0	19.2	18.9	19.8	17.1	18.3	20.8	19.4
市民一人当たり負担額(円)※1	51	52	51	52	50	51	53	50	51	54	47	51	613
H25年度利用者数(人)h	6,030	5,989	5,733	6,855	7,314	5,890	6,336	5,663	6,637	5,947	5,813	7,561	75,768
対前年比 e÷h	1.08	1.12	1.13	1.03	1.06	1.09	1.07	1.12	1.04	1.00	1.00	0.97	1.06

※1 市民一人当たり負担額については、H26.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 49,769 人より算出

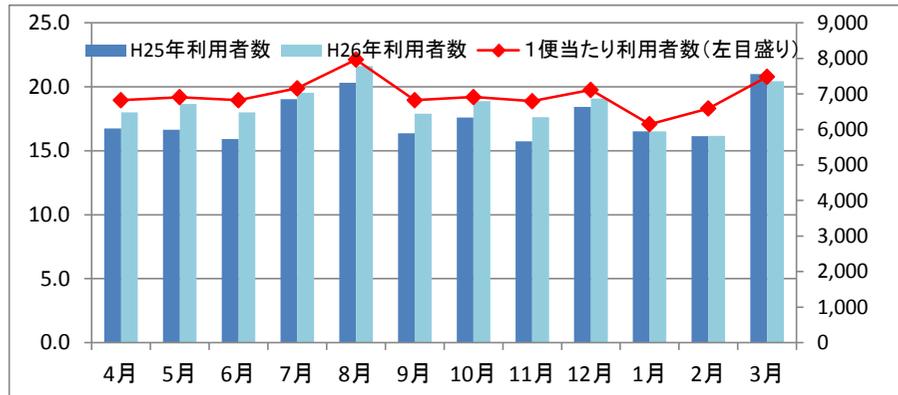


図1-1. 月別利用者数(H25、H26年度)、1便当たり利用者数(H26年度)の推移

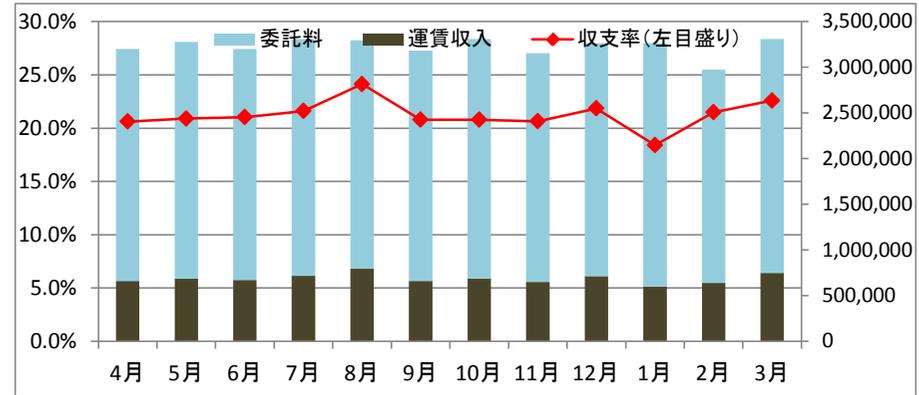


図1-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H26年度)

レターバスの利用者数は年々増加傾向にある。H24年度は年間利用者が約6万5千人、H25年度は約7万5千人であったが、H26年度は約8万人となった。

平成22年10月の運行開始から4年6ヵ月が経過し、利用促進策の取り組み等の成果も見られ市民の認知度も上がり、利用者が顕著に増加している。

H26年年度の利用者数は、月平均6,673人(H22年10月実績:2,328人)であり、運行開始月と比較すると約3倍に増加している。なお、1便当たりの利用者数は19.4人であった。(レターバスの座席数は18席)立ち乗り客が発生している便も多く見られ、増便や車両の大型化の要望もあっている。

運賃収入は、利用者の増加に伴い増えている。

委託料は、運行経費(月当たり総走行距離＝路線長×運行便数)から運賃収入を差し引いた額であり、月ごとの運行便数によって変動する。

収支率は、運賃経費に占める運賃収入の割合であるが、H26年度は21.2%となっている。月別にみると、H26年8月の24.1%が最高である。H24年7月より便数を1便増やしたことで運行経費は膨らんだが、利用者も増加したため収支率は下がることなく概ね20%台を維持している。

平成26年度循環バス運行実績等一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運行経費(円) a	626,489	674,680	578,298	674,680	626,489	626,489	626,489	626,489	626,489	674,680	578,298	626,489	7,566,059
運賃収入(円) b	73,600	79,100	56,400	67,500	65,700	73,700	70,700	67,500	61,100	63,600	76,500	73,600	829,000
委託料 (円) c	552,889	595,580	521,898	607,180	560,789	552,789	555,789	558,989	565,389	611,080	501,798	552,889	6,737,059
収支率 (b÷a)×100	11.7%	11.7%	9.8%	10.0%	10.5%	11.8%	11.3%	10.8%	9.8%	9.4%	13.2%	11.7%	11.0%
利用者数(人) e	736	791	564	675	657	737	707	675	611	636	665	723	8,177
運行日数(日) f	26	28	24	28	26	26	26	26	26	28	24	26	314
運行便数(便) g	104	112	96	112	104	104	104	104	104	112	96	104	1,256
1便当たり利用者数 e÷g	7.1	7.1	5.9	6.0	6.3	7.1	6.8	6.5	5.9	5.7	6.9	7.0	6.5
市民一人当たり負担額(円)※1	11	12	10	12	11	11	11	11	11	12	10	11	135
H25年度利用者数(人)h	730	680	617	690	763	641	737	624	628	707	730	722	8,269
対前年比 e÷h	1.01	1.16	0.91	0.98	0.86	1.15	0.96	1.08	0.97	0.90	0.91	1.00	0.99

※1 市民一人当たり負担額については、H26.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 49,769 人より算出

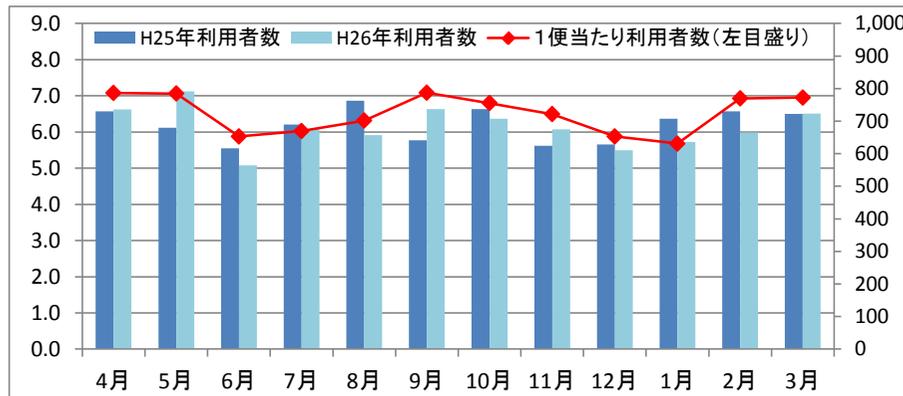


図2-1. 月別利用者数(H25、H26年度)、1便当たり利用者数(H26年度)の推移

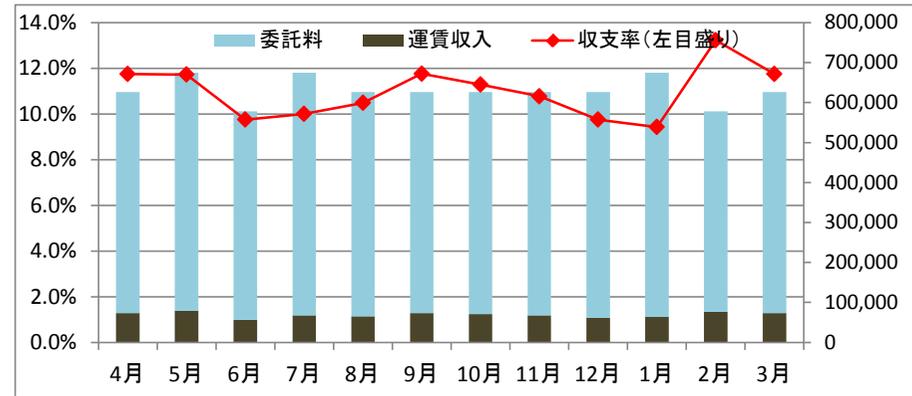


図2-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H26年度)

利用者数は、H25年度は8,269人であったが、H26年度は8,177人となり、概ねこの水準で推移している。H26年度1便当たりの利用者数は須屋線及び日向・新迫線共にの平均で6.5人である。

収支率はH26年度で11.0%にとどまっている(H25年度:11.8%)
毎月概ね9~13%間で推移している。

平成26年度乗り合いタクシー運行実績等一覧

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
運行経費(円) a	780,090	837,520	718,740	834,920	775,370	777,390	776,590	776,090	777,070	833,700	718,480	777,410	9,383,370
運賃収入(円) b	37,300	38,100	35,050	32,450	30,450	33,500	36,550	30,150	31,500	29,750	31,650	41,000	407,450
委託料(円) c	742,790	799,420	683,690	802,470	744,920	743,890	740,040	745,940	745,570	803,950	686,830	736,410	8,975,920
収支率 (b÷a)×100	4.8%	4.5%	4.9%	3.9%	3.9%	4.3%	4.7%	3.9%	4.1%	3.6%	4.4%	5.3%	4.3%
利用者数(人) e	414	426	404	370	347	374	397	346	363	353	371	347	4,512
運行日数(日) f	39	42	36	42	39	39	39	39	39	42	36	39	471
運行便数(便) g	143	154	132	154	143	143	143	143	143	154	132	143	1,727
1便当たり利用者数 e÷g	2.9	2.8	3.1	2.4	2.4	2.6	2.8	2.4	2.5	2.3	2.8	2.4	2.6
市民一人当たり負担額(円)※1	15	16	14	16	15	15	15	15	15	16	14	15	180
H25年度利用者数(人)h	514	470	506	462	500	456	490	452	418	438	417	448	5,571
対前年比 e÷h	0.81	0.91	0.80	0.80	0.69	0.82	0.81	0.77	0.87	0.81	0.89	0.77	0.81

※1 市民一人当たり負担額については、H26.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 49,769 人より算出

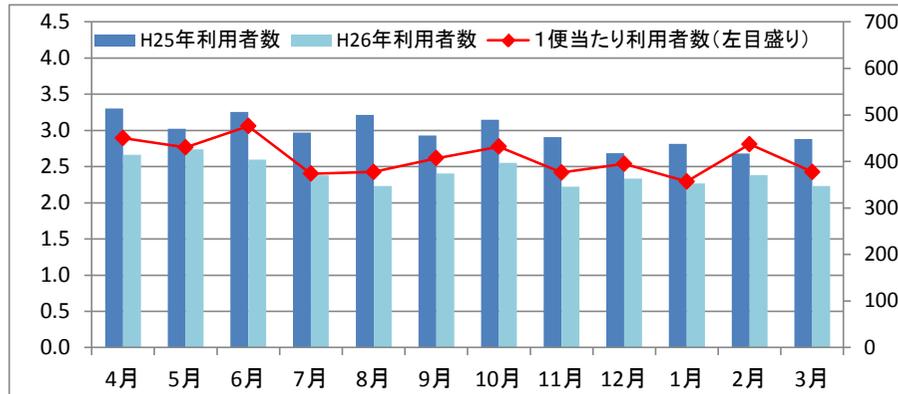


図3-1. 月別利用者数(H25、H26年度)、1便当たり利用者数(H26年度)の推移

H25年度に比べH26年度の利用者は減少しており、H26年度の年間利用者数は4511人であった。

1便当たりの利用者数は、H26年度の平均で2.6人であり、H25年度の平均3.2人から減少傾向にある。

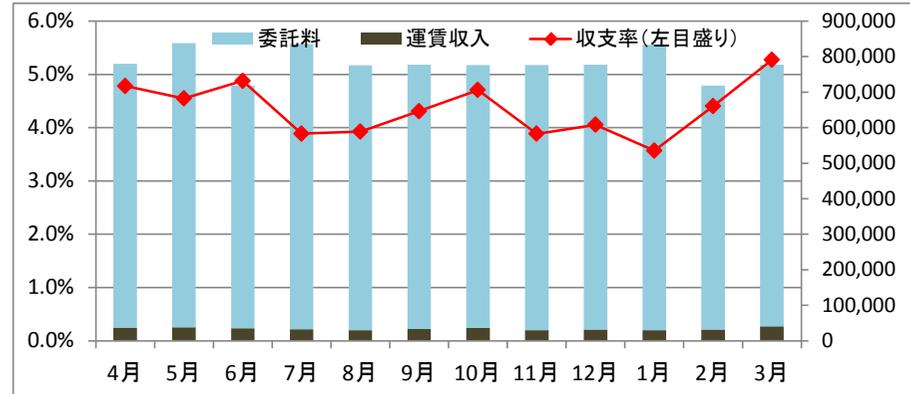


図3-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H26年度)

収支率は、概ね4%台で推移しており、H26年度の平均は4.3%であった。

平成25年度コミュニティバス等運行実績一覧

1		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
レターバス	運行経費(円) a	2,968,063	3,057,074	2,953,886	3,071,252	3,071,252	2,939,707	3,071,252	2,953,886	3,028,718	3,028,718	2,761,685	3,042,897	35,948,390
	運賃収入(円) b	626,200	634,900	606,100	719,100	746,600	601,000	643,200	582,300	724,500	614,700	606,900	787,300	7,892,800
	委託料 (円) c	2,341,863	2,422,174	2,347,786	2,352,152	2,324,652	2,338,707	2,428,052	2,371,586	2,304,218	2,414,018	2,154,785	2,255,597	28,055,590
	収支率 (b÷a)×100	21.1%	20.8%	20.5%	23.4%	24.3%	20.4%	20.9%	19.7%	23.9%	20.3%	22.0%	25.9%	22.0%
	利用者数(人) e	6,030	5,989	5,733	6,855	7,314	5,890	6,336	5,663	6,637	5,947	5,813	7,561	75,768
	運行日数(日) f	30	31	30	31	31	30	31	30	31	31	28	31	365
	運行便数(便) g	342	352	340	354	354	338	354	342	348	348	318	350	4,140
	1便当たり利用者数 e÷g	17.6	17.0	16.9	19.4	20.7	17.4	17.9	16.6	19.1	17.1	18.3	21.6	18.3
	市民一人当たり負担額(円)※	47	49	47	47	47	47	49	48	46	49	43	45	564
	H24年度利用者数(人)h	4,289	4,393	4,281	5,268	6,034	5,596	6,008	5,403	5,883	5,559	5,169	6,731	64,614
	対前年比 e÷h	1.41	1.36	1.34	1.30	1.21	1.05	1.05	1.05	1.13	1.07	1.12	1.12	1.17

※市民一人当たり負担額については、H26.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 49,769 人より算出

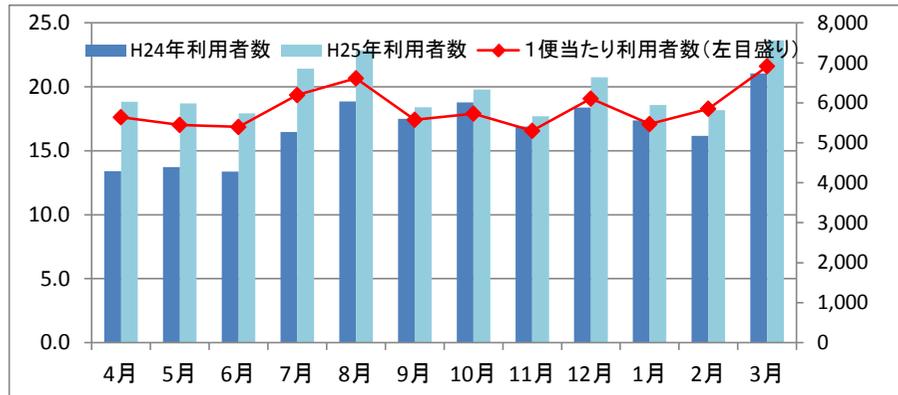


図1-1. 月別利用者数(H24、H25年度)、1便当たり利用者数(H25年度)の推移

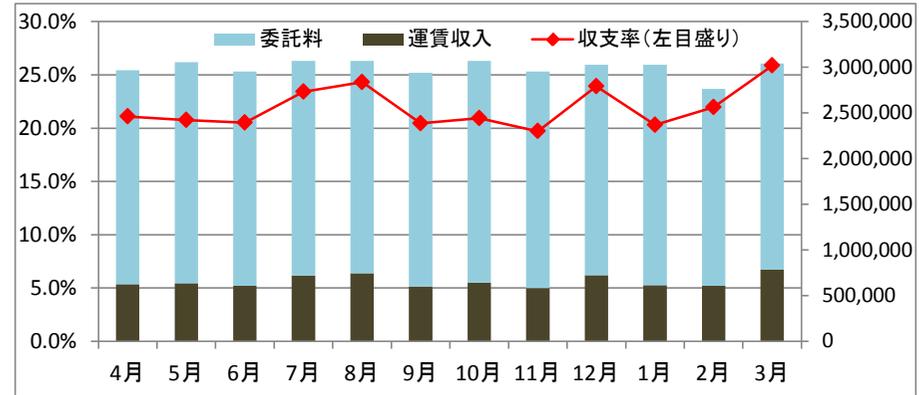


図1-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H25年度)

レターバスの利用者数は年々増加傾向にある。H24年度は年間利用者が約6万5千人、H25年度は約7万5千人となった。
 なお、1便当たりの利用者数は18.3人であった。(レターバスの座席数は18席)立ち乗り客が発生している便も多く見られ、増便や車両の大型化の要望もあっている。

運賃収入は、利用者の増加に伴い増えている。
 委託料は、運行経費(月当たり総走行距離=路線長×運行便数)から運賃収入を差し引いた額であり、月ごとの運行便数によって変動する。
 収支率は、運行経費に占める運賃収入の割合であるが、H25年度は22.0%となっている。月別にみると、H26年3月の25.9%が最高である

2		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
循環バス (日向、 須屋)	運行経費(円) a	582,390	582,390	582,390	582,390	627,190	537,591	627,190	582,390	582,390	582,390	537,591	582,390	6,988,682
	運賃収入(円) b	73,000	68,000	61,700	69,000	76,300	64,100	73,700	62,400	62,800	70,700	73,000	72,200	826,900
	委託料 (円) c	509,390	514,390	520,690	513,390	550,890	473,491	553,490	519,990	519,590	511,690	464,591	510,190	6,161,782
	収支率 (b÷a)×100	12.5%	11.7%	10.6%	11.8%	12.2%	11.9%	11.8%	10.7%	10.8%	12.1%	13.6%	12.4%	11.8%
	利用者数(人) e	730	680	617	690	763	641	737	624	628	707	730	722	8,269
	運行日数(日) f	26	26	26	26	28	24	28	26	26	26	24	26	312
	運行便数(便) g	104	104	104	104	112	96	112	104	104	104	96	104	1,248
	1便当たり利用者数 e÷g	7.0	6.5	5.9	6.6	6.8	6.7	6.6	6.0	6.0	6.8	7.6	6.9	6.6
	市民一人当たり負担額(円)※1	10	10	10	10	11	10	11	10	10	10	9	10	124
	H24年度利用者数(人)h ※2	772	754	840	584	634	691	587	581	608	580	586	692	7,909
	対前年比 e÷h	0.95	0.90	0.73	1.18	1.20	0.93	1.26	1.07	1.03	1.22	1.25	1.04	1.05

※1 市民一人当たり負担額については、H26.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 49,769 人より算出

※2 H23年度利用者数については、須屋線及び日向新迫線の合計

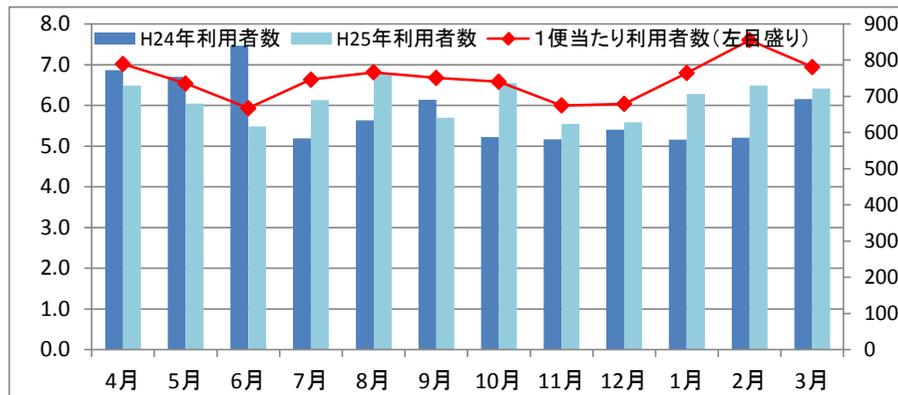


図2-1. 月別利用者数(H24、H25年度)、1便当たり利用者数(H25年度)の推移

利用者数は、H23年度は8402人、H24年度は7909人となり、H25年度は8269人と8,000人前後を推移している。1便当たりの利用者数はH25年度の平均で6.6人である。

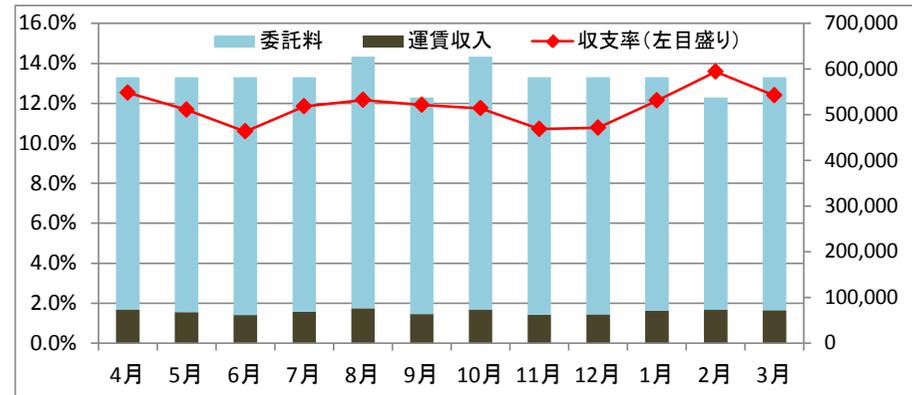


図2-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H25年度)

収支率はH25年度で11.8%にとどまっている概ね10～13%間で推移している。

3		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乗合バス (路線運行)	運行経費(円) a	756,678	756,678	767,318	763,958	825,044	716,312	834,244	765,958	759,078	759,798	703,832	759,978	9,168,876
	運賃収入(円) b	48,500	44,700	48,050	43,450	46,100	42,450	45,300	40,950	37,650	39,200	37,200	41,350	514,900
	委託料 (円) c	708,178	711,978	719,268	720,508	778,944	673,862	788,944	725,008	721,428	720,598	666,632	718,628	8,653,976
	収支率 (b÷a)×100	6.4%	5.9%	6.3%	5.7%	5.6%	5.9%	5.4%	5.3%	5.0%	5.2%	5.3%	5.4%	5.6%
	利用者数(人) e	514	470	506	462	500	456	490	452	418	438	417	448	5,571
	運行日数(日) f	39	39	39	39	42	36	42	39	39	39	36	39	468
	運行便数(便) g	143	143	143	143	154	132	154	143	143	143	132	143	1,716
	1便当たり利用者数 e÷g	3.6	3.3	3.5	3.2	3.2	3.5	3.2	3.2	2.9	3.1	3.2	3.1	3.2
	市民一人当たり負担額(円)※1	14	14	14	14	16	14	16	15	14	14	13	14	174
	H24年度利用者数(人)h ※2	453	521	489	491	558	487	480	448	445	443	444	501	5,760
	対前年比 e÷h	1.13	0.90	1.03	0.94	0.90	0.94	1.02	1.01	0.94	0.99	0.94	0.89	0.97

※1 市民一人当たり負担額については、H26.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 49,769 人より算出

※2 H23年度利用者数については、合生・御代志線、後川辺線及び合生・上生線の各月実績値の合計

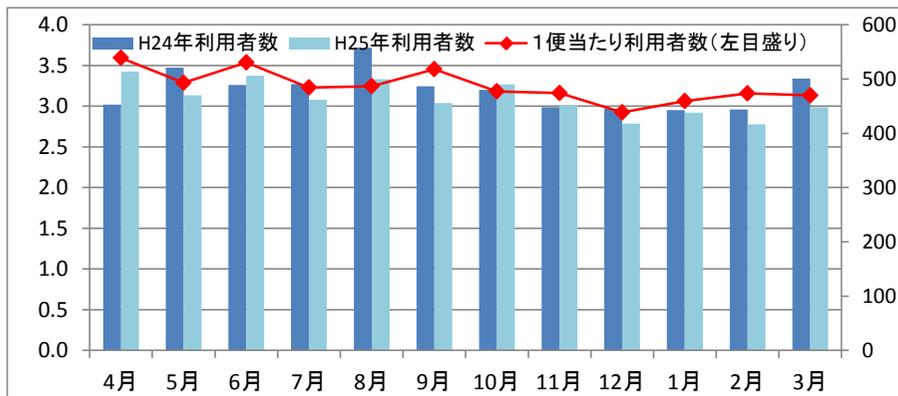


図3-1. 月別利用者数(H24、H25年度)、1便当たり利用者数(H25年度)の推移

H25年度の利用者数は5,571人で、概ねこの水準で推移している。H25年度の1便当たりの利用者数は、平均で3.2人となっている。

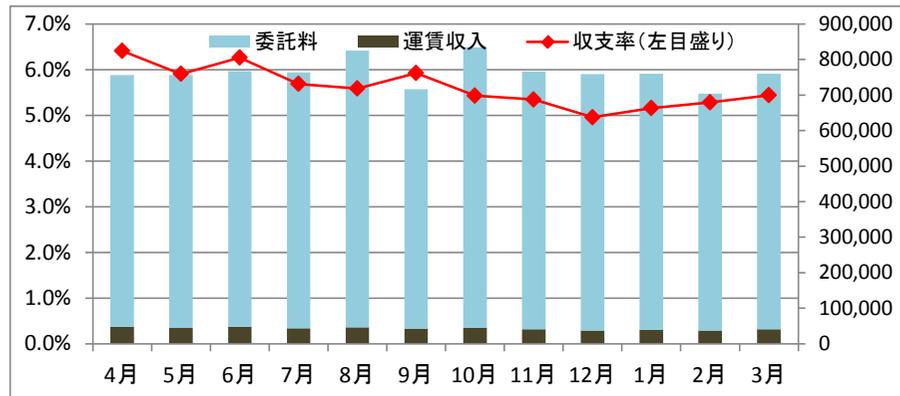


図3-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H25年度)

H25年度の平均収支率は平均5.6%で、H24年度の平均は6.4%である。

4		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
乗合バス (区域運行)	運行経費(円) a	18,800	10,720	6,800	10,080	2,560	2,880	3,840	5,440	2,560	6,600	7,520	10,720	88,520
	運賃収入(円) b	3,200	1,600	1,000	1,600	400	400	600	800	400	1,000	1,200	2,000	14,200
	委託料 (円) c	15,600	9,120	5,800	8,480	2,160	2,480	3,240	4,640	2,160	5,600	6,320	8,720	74,320
	収支率 (b÷a)×100	17.0%	14.9%	14.7%	15.9%	15.6%	13.9%	15.6%	14.7%	15.6%	15.2%	16.0%	18.7%	16.0%
	利用者数(人) e	16	8	5	8	2	2	3	4	2	5	6	10	71
	運行日数(日) f	7	4	3	5	1	1	2	2	1	3	3	5	37
	運行便数(便) g	14	8	5	8	2	2	3	4	2	5	6	8	67
	1便当たり利用者数 e÷g	1.1	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.3	1.1
	市民一人当たり負担額(円)※1	0.3	0.2	0.1	0.2	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.1	0.1	0.2	1.5
	H24年度利用者数(人)h ※2	4	17	5	13	5	13	8	9	3	5	18	19	119
	対前年比 e÷h	-	-	-	-	0.40	0.15	0.38	0.44	0.67	1.00	0.33	0.53	0.60

※1 市民一人当たり負担額については、H26.3.31現在の12歳(中学生)以上の人口数 = 49,769 人より算出

※2 H23年度利用者数については、植木線実績値のみ。なお、植木線はH23.8月から運行開始

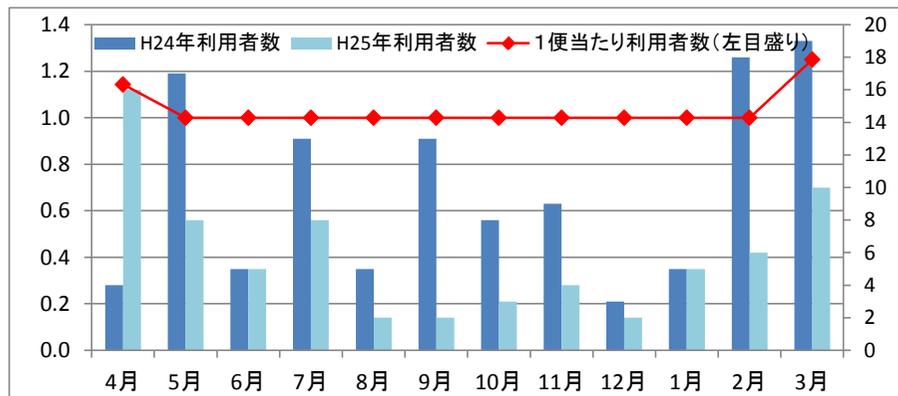


図4-1. 月別利用者数(H24、H25年度)、1便当たり利用者数(H25年度)の推移

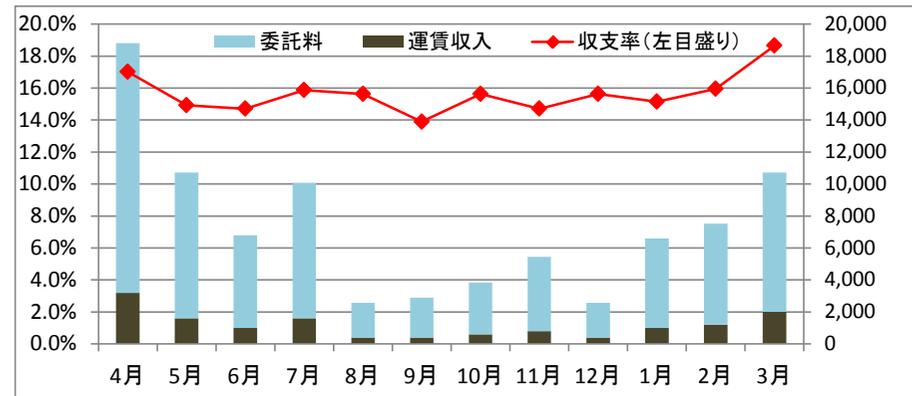


図4-2. 運賃収入、委託料、収支率の推移(H25年度)

利用者が固定化されており、月によって利用回数が異なるため、利用者数の変動が大きい。H25年の利用者数は71人であった。

収支率は、月によって変動するが、概ね14%~18%である。

合志市地域公共交通協議会設置要綱及び規約の改正
並びに監査委員の選任について

【改正の目的】

市民生活の基礎となる公共交通を確保・維持改善することを目的に、平成27年度に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（以下「活性化法」という。）に基づく「地域公共交通網形成計画（以下「交通網形成計画」という。）」を策定する予定です。

本計画の策定及び計画に基づく各種事業の実施においては、国土交通省の「地域公共交通確保維持改善事業費補助金」を活用したいと考えていることから、当該補助要綱への対応を図るため合志市地域公共交通協議会設置要綱を改正するものです。

【主な改正内容】

- ・ 交通計画の策定等に関する協議及び計画の実施等に関する機能を追加。
⇒ 1条・2条
- ・ 協議会が事業主体となり各種事業を実施するにあたり、国の補助金を受けられるために、監査及び財務に関する事項等を追加。
⇒ 8条・9条・10条

※要綱改正に伴い、合志市地域公共交通協議会規約も改正。

合志市地域公共交通協議会設置要綱第8条の規定により、以下のとおり監査委員を選任した。

〈監査委員の氏名〉

（敬称略）

要綱区分	組織・団体名	氏名
市民又は利用者の代表者	合志市区長連絡協議会	緒方 博詞
市民又は利用者の代表者	NPO法人くまもとLRT市民の会	塚本 秀典

○合志市地域公共交通協議会設置要綱

平成20年4月21日告示第31号

改正

平成22年7月1日訓令第10号

平成23年3月10日告示第12号

平成27年4月13日告示第20号

合志市地域公共交通協議会設置要綱

(目的)

第1条 合志市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる目的のために設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、本市における地域公共交通の活性化及び再生を総合的かつ一体的に推進するための「合志市地域公共交通網形成計画」（以下「交通網形成計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに交通網形成計画の実施に係る連絡調整を行う。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づいた地域公共交通会議として、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議する。

(3) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環第103号。以下「交付要綱」という。）第1編共通事項及び第2編地域公共交通確保維持事業第1章陸上交通第2節地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「確保維持改善計画」という。）の作成及び変更に関する協議並びに確保維持改善計画の実施に係る連絡調整を行う。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 交通網形成計画及び確保維持改善計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (2) 交通網形成計画及び確保維持改善計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 交通網形成計画及び確保維持改善計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項

(5) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項

(6) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 市長又はその指名する者
 - (2) 市民又は利用者の代表者
 - (3) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者
 - (4) 関係する公共交通事業者及びその組織する団体の代表者
 - (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
 - (6) 国土交通省九州運輸局熊本運輸支局長又はその指名する者
 - (7) 道路管理者、熊本県警察、学識経験者
 - (8) 交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者の代表者
 - (9) その他の協議会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は再任されることができる。
- (会長及び副会長)

第4条 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを選任する。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- (公開)

第5条 協議会は、原則として公開とする。

(事務所及び事務局)

第6条 協議会の事務所は、熊本県合志市竹迫2140番地合志市役所に置く。

- 2 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 3 事務局は、合志市政策部企画課に置く。
- 4 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 5 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第7条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(監査)

第8条 協議会に、監査委員を2人置く。

- 2 監査委員は、委員の中から会長が選任する。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第9条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、合志市予算事務規則 (平成18年合志市規則第35号)、合志市会計規則 (平成18年合志市規則第38号)、合志市契約事務規則 (平成18年合志市規則第37号) 等に準ずる。

(協議会が解散した場合の措置)

第10条 協議会が解散したときは、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、当該解散の日に会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月21日から施行する。

附 則 (平成22年訓令第10号)

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月10日告示第12号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月13日告示第20号)

この告示は、公布の日から施行する。

合志市地域公共交通協議会規約

(趣旨)

第1条 この規約は、合志市地域公共交通協議会設置要綱第11条の規定により、合志市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 「合志市地域公共交通網形成計画」（以下「交通網形成計画」という。）の作成及び変更に係る事項
- (2) 交通網形成計画の実施にかかる連絡調整に関する事項
- (3) 交通網形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (5) 市運営有償運送の必要性及び旅客からの収受する対価に関する事項
- (6) 「合志市生活交通確保維持改善計画」（以下、「確保維持改善計画」という。）の作成及び変更に係る事項
- (7) 確保維持改善計画の実施にかかる連絡調整に関する事項
- (8) 確保維持改善計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (9) 協議会の運営方法その他協議会が必要と認める事項

(議事)

第3条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員は、やむを得ない理由がある場合に限り代理人を出席させることのできることにし、その代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 4 議事の議決は、出席委員の3分の2以上で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要と認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は協議会への出席を依頼し、助言等を求める事ができる

(作業部会)

第4条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会の組織は、合志市地域公共交通協議会設置要綱第3条に掲げる委員をもって組織する。
- 3 作業部会は、前項に掲げる者以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 作業部会の会議は、会長が招集し、原則として企画課長が部会長となる。

(協議結果の尊重義務)

第5条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(その他)

第6条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成20年4月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月13日から施行する。

地域公共交通網形成計画策定調査業務の実施について

地域公共交通の総合的計画の策定及び策定に必要な調査を実施するため、下記についての企画提案を募集し、プロポーザル方式でコンサルタント業者を選定する。

※プロポーザル（企画提案）方式とは

業務の委託先を選定する際に、複数の者に目的に対する企画を提案してもらい、その中から優れた提案を行った者を選定すること。

〈企画提案業務の内容〉

- (1) 地域公共交通に関する現状把握
- (2) 地域公共交通の利用実態及びニーズ把握調査
- (3) 地域公共交通網形成計画の方向性及び事業案の検討
- (4) 合志市地域公共交通網形成計画の作成
- (5) 合志市地域公共交通協議会及び作業部会の運営支援

合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務プロポーザル選定委員会設置要領第3条の規定により、以下のとおり選定委員会を組織した。

〈合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務プロポーザル選定委員会委員〉

(敬称略)

委員会	要綱区分	氏名
委員長	合志市地域公共交通協議会長 (合志市副市長)	藤井 勝公
委員	合志市地域公共交通協議会事務局 (合志市政策部長)	濱田 善也
委員	合志市地域公共交通協議会事務局長 (合志市政策部企画課長)	澤田 勝矢
委員	市民又は利用者の代表者 (NPO法人くまもとLRT市民の会)	塚本 秀典

合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は「合志市地域公共交通網形成計画」の策定調査業務を委託する相手方を指名型プロポーザル方式により選定するための手続きについて、必要な事項を定めるものとする。

2 委託業務の概要

- (1) 事業名称 合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務
- (2) 業務内容 別紙「合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務仕様書」のとおり
- (3) 委託期間 契約締結の日から平成28年3月18日まで
- (4) 委託見積限度額 6,232,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
※ この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、提案の規模を示すものである。
後述する見積書の金額は、これを超えないこと。

3 参加資格

- (1) 九州内に本社、支社又は営業所等を有するコンサルタント等で、計画策定・調査研究を業として行う事業者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 企画提案書等の提出期限において、合志市の指名停止を受けていないこと。
- (4) 過去10年間に履行が終了した当該類似業務実績があること。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。

4 企画提案書等の作成及び提出

(1) 参加表明書

本業務の参加意思は、参加表明書（様式1）の提出によるものとし、期限までに提出がない場合は、不参加とみなす。

- 1) 提出部数 1部
- 2) 提出期限 平成27年5月15日（金）
- 3) 提出方法 持参又は郵送（当日必着）
- 4) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

(2) 質問書

本業務の実施要領仕様書に関する質問は、質問書（様式2）によるものとし、提出がない場合は質問事項がないものとみなす。

また、質問に対する回答は、平成27年5月22日（金）に受託意思のある全社に、質問書又は参加表明書に記載された電子メールアドレス宛に回答する。

- 1) 提出期限 平成27年5月19日（火）
- 2) 提出方法 電子メール（口頭による質問は受け付けない。）
- 3) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

(3) 企画提案書等

企画提案書は、次に掲げる書式により提案することとし、A4版（縦横問わず）で統一して作成すること。提案内容本文の文字サイズは、11ポイント以上とすること。

提出書類		内容、留意事項等	様式
1	企画提案書表紙	様式にしたがい記載する。	様式3
2	企画提案書	別紙「合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務仕様書」の業務内容（1）～（5）の業務ごとに提案内容を作成する	任意
3	提案者概要書	名称、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員、業務内容等	任意
4	業務工程表	履行期間の業務スケジュール	任意
5	受託業務実績書	類似業務の受託実績について記載する。	様式4
6	業務実施体制調書	受託業務の実施体制について記載する。	様式5
7	見積書	業務内容ごとに積算の基礎（内訳）を記載すること。	任意

- 1) 提出部数 6部（正本1部、副本5部（複写可））
- 2) 提出期限 平成27年5月27日（水）午後5時まで必着
- 3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留郵便に限る。）
- 4) 提出場所 末尾記載の問い合わせ先と同じ。

5 企画提案書の無効

- (1) この要領に示された条件に適合しないもの
- (2) この要領に示された記載事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの

6 プレゼンテーションの実施

(1) 実施日

平成27年6月3日（水）を予定

※詳細については、別途通知する。

(2) 出席者

3名以内とし、担当責任者となる方は必ず出席すること。

(3) 審査内容

参加事業者からのプレゼンテーション（20分以内）及び企画提案書等に関する質疑応答（15分以内）を実施し、「審査基準」に基づき行う評価の最高得点者（最優秀提案者）を優先交渉権者として選定する。

(4) 審査結果

審査結果は、平成27年6月5日（金）までにプレゼンテーション参加事業者に対し企画提案書提出届に記載された電子メールアドレス宛に通知する予定。

(5) 優先交渉権

(3)の審査により優先交渉権者として選定された提案者と、契約締結の交渉を行う。

ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、選考委員会の議決により選定する。

なお、当該交渉が不調のときは、(3)の審査による採点結果が上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

(6) その他

スクリーン及びホワイトボードは、プレゼンテーションの会場に用意する。その他の機器（パソコン・プロジェクター等）は持参すること。

7 その他

- (1) 当該プロポーザルに係る費用は、全て参加表明者の負担とする。
- (2) 審査の公平性を害する行為を行った者は失格とする。
- (3) 審査結果に関する質問・異議申し立ては受け付けない。
- (4) 提出期限以降の企画提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 提出書類は、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (6) 委託料の支払いは、完了払とし、前金払及び概算払の請求には応じない。
- (7) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意）を提出すること。

8 問い合わせ先

所在地	〒861-1195 熊本県合志市竹迫 2140 番地
担当部署	合志市地域公共交通協議会事務局 合志市役所政策部企画課内（市役所合志庁舎 2 階）
担当者	吉田、牧野
電話番号	096-248-1813
FAX	096-248-1196
電子メール	kikaku@city.koshi.lg.jp

審査基準

	評価項目	評価基準	配点
1	企画提案	・提案内容や作成資料が具体的でわかりやすく、実現性の高いものであるか	15
2	現状把握	・合志市特性や公共交通の現状を十分に理解しているか。	5
3	調査及び分析	・調査内容が具体的に示されているか。 ・調査目的を果たすための調査内容となっているか。 ・計画策定の中で調査結果をどう反映していくか示されているか。	15
4	課題解決施策の検討	・課題解決に向けた施策の検討方法・イメージが合志市の抱える公共交通の問題に対して的確なものとなっているか。	15
5	事業計画の構成等	・計画の全体像や構成がわかりやすく示されているか。 ・他の公共交通やまちづくりとの関連性も踏まえた計画も示されているか。	15
6	スケジュール	・計画の全体像や策定スケジュールが具体的に示されているか。 ・計画策定案を協議会や事務局と協議する時間が十分確保されているか。	10
7	業務実施体制	・業務遂行のための組織体制が適切で実績ある責任者・技術者が配置されているか。 ・OD調査等の現地調査に対応できる体制がとれているか。	10
8	業務実績	・業務実績の中に、特色ある提案や有効な施策展開につながったものがあるか。	5
9	プレゼンテーション	・わかりやすい説明がなされたか。 ・質問に対して的確な回答がなされたか。	5
10	見積額	・ $(1 - (\text{見積額} / \text{委託見積限度額})) \times 5$	5

(様式1号)

参加表明書

平成27年 月 日

当社は、合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務委託指名型プロポーザル実施要領の趣旨を理解し、ここに参加することを表明します。

なお、辞退することとなった場合は、即時に連絡することを約束します。

所在	
会社名	
代表者	印
TEL	
FAX	
電子メールアドレス	
連絡責任者	

(様式2号)

質問書

平成27年 月 日

会社名
代表者名
担当者名
(連絡先)

当社は、合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務に関して、企画提案書の作成にあたり次のとおり不明な点がありますので質問書を提出します。

質疑内容

(提出先) 合志市地域公共交通協議会事務局

【電子メール】 kikaku@city.koshi.lg.jp

(様式3号)

平成27年 月 日

(あて先) 合志市地域公共交通協議会
会長 藤井 勝公

会社名
代表者名
担当者名
(連絡先)

合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務企画提案書

標記の件について実施要領に基づき、下記のとおり審査書類一式を提出します。
なお、提出に際し、実施要領の参加資格全ての要件を満たすこと、記載内容に虚偽がないこと及び結託等により公正を害するような行為をしないことを誓約します。

記

- 1 提出部数 正本 1部
 副本 5部

- 2 添付書類 ※実施要領及び仕様書に基づき提案書類を作成し添付してください。
 - 1) 企画提案書 (任意様式)
 - 2) 提案者概要書 (任意様式)
 - 3) 業務工程表 (任意様式)
 - 4) 受託業務実績書 (様式4号)
 - 5) 業務実施体制調書 (様式5号)
 - 6) 見積書 (見積金額の内訳書) (任意様式)

(様式4号)

受託業務実績書

事業名		発注者	事業概要 契約金額	受託年度 完了年月日
主 要 事 業	1			年度 年 月 日
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			
	9			
	10			

※参加者が過去10年間に履行が終了した類似業務のうち、主要な業務を記入します。業務の件数が記入欄の数を超える場合は、該当する業務について大きい順に記入します。

※類似業務は10以内で記入してください。

※業務実績に記載した業務について、契約の事実を示す書類（契約書及び仕様書の写し）を添付してください。

(様式5号)

業務実施体制調書

番号	職区分 予定者氏名	経験年数	担当する分担業務内容
1	管理責任者 氏名	経験年数 年	
2	主任技術者 氏名	経験年数 年	
3	業務担当 1 氏名	経験年数 年	
4	業務担当 2 氏名	経験年数 年	
5	業務担当補佐 1 氏名	経験年数 年	
6	業務担当補佐 2 氏名	経験年数 年	
7	氏名	経験年数 年	
8	氏名	経験年数 年	

実施体制について、この体制の特徴と思われる点や本市との連絡体制の考え方を記述してください。

※担当者等が記入できない場合は、適宜枠を追加・拡張してください。

合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務仕様書

1 件名

合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務

2 背景

合志市は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（以下、「法」）に基づき、平成20年4月に「合志市地域公共交通協議会」を設置し、平成21年1月に法定の「地域公共交通総合連携計画」として位置づけられる「合志市地域公共交通計画」を策定した。さらに、平成26年3月、1.合志市地域公共交通の目標に関する評価、2.平成27年度までの成果目標について、3.コミュニティバスの運行指針・指標についての3点を追記した。

現在、同計画に基づき、コミュニティバスとして、レターバスの左回りと右回り、循環バスの須屋線と日向・新迫線、乗合タクシーの合生・上生線、合生・御代志線、後川辺線の合計7路線について1日最大31便を運行実施しているところである。

平成26年5月に法が改正され、①コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携、②地域全体を見渡した面的な公共交通ネットワークの再構築への対応が求められることとなった。

「合志市地域公共交通計画」は平成27年度末で計画期間が終了するが、引き続き地域公共交通へのニーズに応えるために、改正された法に基づく「合志市地域公共交通網形成計画」を策定するものである。

3 業務目的

本業務は、現計画の「合志市地域公共交通計画」を引き継ぎ、「合志市地域公共交通網形成計画」を策定することを目的とする。

- ①協議会で検討するための合志市地域公共交通網形成計画(素案)の作成
- ②合志市地域公共交通協議会の運営支援
- ③パブリックコメントを含む合志市地域公共交通網形成計画の策定支援

4 業務内容

(1) 地域公共交通に関する現状把握

- ・人口動向、人口流動の整理
- ・道路状況、主要施設の立地状況等の整理
- ・公共交通の運行状況（路線・運行本数など）の整理

- ・公共交通の利用状況、収支状況の整理（既存 OD データ等の整理）
 - ・上位計画及び関連計画の整理
- (2) 地域公共交通の利用実態及びニーズ把握調査
- ・コミュニティバス及び乗合タクシーの乗降調査^{※1}（利用者OD・利用者属性の分析）
 - ※1 コミュニティバスはレターバス2路線5日間、循環バス2路線3日間とする。また、乗合タクシーは3路線3日間とする。
 - ・事業者等へのヒアリング調査(3事業者程度)
- (3) 地域公共交通網形成計画の方向性及び事業案の検討
- ・地域が目指す将来像、公共交通の役割の検討
 - ・公共交通の利用実態、ニーズを踏まえた課題の抽出
 - ・地域公共交通の活性化及び再生に向けた将来構想の提案
 - 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律等を踏まえ、下記の項目について提案を行う。
 - 1) 持続可能な地域公共交通網の形成に資する地域公共交通の活性化及び再生の総合的かつ一体的な推進に関する基本的な方針
 - 2) 地域公共交通網形成計画の区域^{※2}
 - 3) 地域公共交通網形成計画の目標
 - 4) 前号の目標を達成するために行う事業^{※3}及びその実施主体に関する事項
 - 5) 地域公共交通網形成計画の達成状況の評価に関する事項
 - 6) 計画期間
 - 7) 前各号に掲げるもののほか、地域公共交通網形成計画の実施に関し合志市地域公共交通協議会等で必要と認める事項
 - ※2 周辺市町との連携事業を踏まえ、計画区域を設定
 - ※3 目標を達成するために行う事業は、既存事業のブラッシュアップに加え、新規事業や長期展望において望まれる事業を提案すること
- (4) 合志市地域公共交通網形成計画の作成
- ・合志市地域公共交通網形成計画の作成
 - ・パブリックコメントの実施支援
- (5) 合志市地域公共交通協議会及び作業部会の運営支援
- ・協議会資料等の準備
 - ・合志市地域公共交通協議会への同席（3回を予定）
 - ・作業部会への同席（4回を予定）
 - ・議事要旨の作成
 - ・事務局との協議^{※4}
 - ※4 計画策定プロセス、協議会等の進め方や運営方法、計画の詳細部等を協議

5 契約期間

契約締結の翌日から平成28年3月18日まで

6 成果品

本業務の成果品は、次のとおりとする。

- (1) 計画書本編（A4判100頁程度、くるみ製本）：60部
- (2) 計画書概要版（A4判10頁程度、袋とじ）：100部
- (3) 関係資料一式（ファイル綴じ）：1部
- (4) 計画書本編（電子媒体）：1部
- (5) 計画書概要版（電子媒体）：1部

※電子媒体は、CD-R（IS09660 フォーマット）に書き込みの上、提出すること。成果品の提出場所は合志市地域公共交通協議会事務局（合志市企画課内）とする。

7 その他

- (1) 契約後直ちに、合志市地域公共交通協議会の事務局員とスケジュールを協議すること。
- (2) 契約書、仕様書に定めのない事項は、合志市地域公共交通協議会の事務局員と協議により定める。
- (3) この仕様書による成果品の著作権は、合志市地域公共交通協議会に帰属するものとする。

合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務プロポーザル選定委員会設置要領

(設置)

第1条 合志市地域公共交通協議会設置要綱（平成20年合志市告示第31号）第11条及び合志市地域公共交通協議会規約に基づき、合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務（以下「業務」という。）に関する企画提案の適正かつ公正な選定を行うため、合志市地域公共交通網形成計画策定調査業務プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、業務に係る企画提案の審査を実施し、業務の委託先を決定する。

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、合志市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）の会長をもって充て、委員は、政策部長、協議会の事務局長及び会長が指名する協議会の委員若干名をもって充てる。

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、協議会の事務局長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員長は、必要に応じて委員会の会議（以下「会議」という。）を招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

3 前項の場合において、委員は、自らが会議に出席できないときは、委員以外の者に会議に係る権限を委任し、出席させることができる。

4 会議は、非公開とする。

(意見の聴取)

第6条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(審査結果の公表)

第8条 第2条の規定による審査の結果は、審査の公平性、透明性及び客観性を保つため、原則として公表するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月30日から施行する。

(この要領の失効)

2 この要領は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。

コミュニティバス運行事業評価

合志市地域公共交通協議会

平成 27 年 5 月 22 日

●コミュニティバス運行事業の評価

平成 26 年 3 月に「合志市地域公共交通計画（別冊）」を策定しました。その中で、コミュニティバスのあり方や方向性を明確にするため「コミュニティバス運行指針・指標」を設定いたしました。

当該計画期間（平成 27 年度）においては、下記の指標・指針に基づきコミュニティバス運行事業の評価を行い、必要に応じ運行体系等の見直しを行うこととしています。

レターバス等に関する指標、目標値、指針

	指標	現状値 (H24 実績)	目標値 (H27 年度)	指 針 (目標値に届かない場合の対策の選択肢) ※ただし、対策の実施については協議会で決定
レターバス	1) 収支率	20%	25%	●減便 ●運賃値上げ ●ルートの短縮 など
	2) 定時性	最大遅延 41 分	最大遅延 10 分	●ルートの短縮 ●ルートの一部変更 など
	3) 新規利用 者の増加	10%	10%	●講座等の利用促進策を実施しても新規利用 者が増えない場合はルートの一部変更 など
循環バス須屋線	利用者数	3,449 人	3,400 人	●レターバスの再編を行う場合に併せて、必要に 応じ運行形態の見直しを実施
循環バス日向・新迫線	利用者数	4,466 人	4,400 人	
乗り合いタクシー合生・上生線	利用者数	770 人	750 人	
乗り合いタクシー合生・御代志線	利用者数	3,561 人	3,500 人	
乗り合いタクシー後川辺線	利用者数	1,426 人	1,400 人	
予約制乗り合いタクシー植木線	利用者数	119 人	100 人	

※新規利用者の増加は、毎年の乗り込み調査により乗客ヒアリングを行い、全調査対象者に占める「1年以内に利用しはじめた」と回答した人の割合で判断。乗降バス停と関連付けて調査する。

※循環バス須屋線に関しては、利用意識調査を実施し、調査結果を基に運行形態について検討・協議を行い、必要に応じて見直しを行う。

※運賃改定について、消費税増税及び安定運行（車両更新等）の観点から、平成 26 年度に検討・協議を行う。

●平成 26 年度コミュニティバス運行事業評価

	指標	現状値 (H26 実績)	目標値 (H27 年度)	評価	要因等
レターバス	1) 収支率	21.2%	25%	未達成	月毎の収支率の実績値も 25%の目標値を上回らず、年平均では 21.2%に止まった。 25%の達成のためには、月平均 8,000 人以上の利用が必要
	2) 定時性	最大遅延 66 分	最大遅延 10 分	未達成	慢性的な交通渋滞が発生する箇所を運行するため遅延が発生。右回り 56 分 左回り 66 分
	3) 新規利用者の増加	27%	10%	達成	左回りで 21%、右回りで 35%の新規利用者があった。
循環バス須屋線	利用者数	4,106 人	3,400 人	達成	概ね固定客による利用。利用目的は、主に老人憩の家及びビューパレス弃天であった。 H25 年度 (利用者数 : 3,842 人、月平均)
循環バス日向・新迫線	利用者数	4,071 人	4,400 人	未達成	概ね固定客による利用。利用目的は、主に老人憩の家及びビューパレス弃天であった。 H25 年度 (利用者数 : 4,427 人)
乗り合いタクシー合生・上生線	利用者数	982 人	750 人	達成	H25 年度の利用者数と比較すると、平準して利用者が微増している。 H25 年度 (利用者数 : 944 人)
乗り合いタクシー合生・御代志線	利用者数	2,558 人	3,500 人	未達成	H25 年度の利用者数と比較すると、月平均およそ 50 人の利用者が落ち込んでいる。 H25 年度 (利用者数 : 3,197 人)
乗り合いタクシー後川辺線	利用者数	972 人	1,400 人	未達成	H25 年度の利用者数と比較すると、月平均およそ 40 人の利用者が落ち込んでいる。 H25 年度 (利用者数 : 1,430 人)
予約制乗り合いタクシー植木線	利用者数	70 人	100 人	未達成	固定客による利用。利用回数が減少傾向である。 H25 年度 (利用者数 : 71 人)

●未達成項目に対する対策(案)について

目標値達成のため、運行指針に基づき次のとおり対策（案）を実施する。

	指標項目	対策（案）	理由等
レターバス	収支率	①利用促進策の実施 ②運賃改正	①25%達成には月平均 8,000 人（1 便あたり約 23 人）以上の利用が必要であり、学生の長期休暇期間（8 月、3 月）はそれを上回る利用を望めるが、年間を通じて利用者数を確保できるよう利用促進の取り組みを実施する。 ②運賃改定について、消費税増税及び安定運行（車両更新等）の観点から、平成 27 年 10 月から運賃値上げを行うこととしている。
	定時性	現状に即したダイヤの改正	平成 26 年度に導入されたバスロケーションシステムにて、現在の遅延による不安感等を軽減させる。それと併せて、当該システムにおいて各バス停区間の遅延状況を把握できるため、情報を精査し現状に即したダイヤの改正を行う。
循環バス日向・新迫線	利用者数	利用促進策の実施	沿線の自治会や老人クラブ等に出前講座等を実施
乗り合いタクシー合生・御代志線	利用者数	利用促進策の実施	沿線の自治会や老人クラブ等に出前講座等を実施
乗り合いタクシー後川辺線	利用者数	利用促進策の実施	沿線の自治会や老人クラブ等に出前講座等を実施
予約制乗り合いタクシー植木線	利用者数	利用促進策の実施	該当区域に啓発チラシ（回覧）を配布

平成 27 年度事業計画(案)について

合志市地域公共交通協議会
平成 27 年 5 月 22 日

平成 27 年度公共交通関係予算および事業計画（案）※形成計画事業分
（歳入）

項目	名称	予定額	前年度予算額	備考
国庫補助金	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業））	3,588,000 円	0 円	補助金交付決定額
市負担金 （市一般財源）	地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定事業））	7,107,000 円	1,533,000 円	
合 計		10,695,000 円	1,533,000 円	

（歳出）

No	平成 27 度 実施事業名	事業計画内容	予定額	前年度予算額	備考
1	協議会運営事業	<p>地域公共交通計画実施事業の検証 協議会 5 回開催、作業部会 5 回開催予定</p> <p>【協議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域公共交通網形成計画の策定 レターバスダイヤ調整の検討 H27 年度事業評価 H28 年度事業計画 	875,000 円	549,000 円	<p>協議会：(3,700 円+2,200 円) *21 人*5 回 H27.5：事業実績報告、H27 年度事業計画（案）、生活交通確保維持改善計画内容協議 H27.7：レターバスダイヤ調整協議、地域公共交通網形成計画内容協議 H27.10：事業中間報告、地域公共交通網形成計画内容協議、H28 年度事業計画（案） H27.11：地域公共交通網形成計画素案決定、事業評価</p> <p>H28.2：地域公共交通網形成計画決定、</p> <p>作業部会：(3,700 円+2,200 円) *8 人*5 回 H27.6：地域公共交通網形成計画内容協議、レターバスダイヤ調整、検討・協議 H27.7：同上 H27.8：地域公共交通網形成計画内容協議、レターバスダイヤ調整、H28 年度事業計画（案）検討・協議 H27.9：同上 H27.10：地域公共交通網形成計画内容協議</p>

					※通信運搬費（切手代）19,000 円
2	地域公共交通 計画策定事業	地域公共交通網形成計画策定	【地域公共交通 網形成計画】 5,238,000 円 【支援事業】 994,000 円	984,000 円	例年実施している乗降調査と併せて、地域公共交通網形成計画の策定業務についても委託
3	市返還金		3,588,000 円	0 円	
	合 計		10,695,000 円	1,533,000 円	

平成 27 年度公共交通関係予算および事業計画（案）※一般会計分
（歳入）

項目	名称	予定額	前年度予算額	備考
国庫補助金	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	4,999,000 円	5,268,000 円	運行事業費国庫補助金上限額：4,999,000 円 ※算定式 4,156 人（交通不便地域対象人口）*240.40 円+400 万円
県補助金	生活交通維持活性化総合交付金	3,000,000 円	1,400,000 円	県補助上限額（市町村按分）
諸収入	コミュニティバス広告収入	72,000 円	208,000 円	内訳：音声広告 18,000 円/年*4 件
市一般財源		46,135,000 円	42,858,000 円	
合 計		54,206,000 円	49,734,000 円	

（歳出）

N o	平成 27 度 実施事業名	事業計画内容	予定額	前年度予算額	備考	
1	地域公 共交通 計画実 施事業	コミュ ニティ バス	【レターバス】 現行のルート及び便数にて運行。ダイヤ調整変更 【循環バス】 須屋線はダイヤ変更、日向・新迫線は現行にて運行	38,557,000 円	37,444,000 円	レターバスダイヤ調整の検討・須屋線ダイヤ 10 月 1 日変更予定
		乗り合 いタク シー	【路線運行】 現行 3 ルート・現行ダイヤで 継続運行 【区域運行】 現行 2 区域・現行ダイヤで継 続運行	【路線運行】 9,085,000 円 【区域運行】 122,000 円	【路線運行】 8,681,000 円 【区域運行】 121,000 円	【路線運行】 現行の運行体系により運行 【区域運行】 現行の運行体系により運行

2	P&R 駐車場管理運営事業	平成27年3月31日現在37台の契約であるが、さらに契約台数が増えるよう熊本都市圏協議会等と連携した周知（冊子配布など）を実施する。 また、適切な管理運営や啓発活動の実施について熊本電鉄と連携を図る。	—	—	熊本電鉄(株)へ P&R 管理運営を依頼し、啓発活動の実施について関係団体と連携を図る。
3	JR 光の森駅駐輪場維持管理負担金支出事業	菊陽町による適切な維持管理が実施されるよう駐輪場の維持管理負担金を支出。	438,000 円	438,000 円	未定（駐輪場を増設したため）
4	翔陽高校線運行委託事業	現行ルート・現行ダイヤで継続運行	1,415,000 円	856,000 円	平成27年度末をもって運行廃止予定
5	啓発・利用促進活動	<ul style="list-style-type: none"> ・主に高齢者団体等に対し、地域公共交通に関する講座や体験乗車を実施し、新規利用者の掘り起こしを図る。 ・小学校児童に対し、バスの乗り方教室を実施する。 ・クーポン付回数券の啓発 ・ガイドマップの作成 ・みずき台バス停待合環境整備（上屋設置） ・辻久保駐輪場改修工事 	4,025,000 円	547,000 円	【主な内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・バスロケと回数券の啓発 ・ガイドマップの作成：713,000 円 ・上屋設置工事：308,000 円 ・辻久保駐輪場改修工事：2,989,000 円
6	バスロケーションシステム事業	バスロケーションシステムの運営管理を行う。	564,000 円	1,647,000 円	通信運搬費、保守費用の概算
合 計			54,206,000 円	49,734,000 円	

平成27年度 合志市地域公共交通協議会 予算 (案)

【歳入】

(単位:千円)

款	項	目	節	金額	説明
1 負担金	1 負担金	1 負担金	1 市負担金	7,107	合志市負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金	1 国補助金	3,588	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 (補助金決定額)
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金		0	
4 諸収入	4 諸収入	1 雑入		0	
合計				10,695	

【歳出】

(単位:千円)

款	項	目	節	金額	説明
1 運営費	1 会議費	1 会議費	1 報酬	537	委員報酬
			9 旅費	319	委員費用弁償
	2 事務費	2 事務費	1 2 役務費	19	切手、振込手数料
2 事業費	1 事業費	1 事業費	1 3 委託料	6,232	調査事業委託料
3 予備費	1 予備費	1 予備費	1 市への返還金	3,588	合志市負担金の返還金
合計				10,695	

※ 歳入及び歳出の合志市負担金及び返還金は、国庫補助金の受入が年度末になることから、負担金分については、国庫補助受入後、市に返還金として支出するもの。

生活交通確保維持改善計画の名称

合志市地域生活交通確保維持改善計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

【背景と目的】

近年、利用者数の減少による経営難から、全国的にバス路線の統廃合などが進められています。本市においても、市民のマイカーへの依存度は高く、公共交通の利用者は減少傾向が続いています。特に、高齢化が進んだ農村部においては、採算上の問題からバス路線の一部が廃止されるなど、交通弱者の生活が一層不便になっている地域も見られます。

現在、本市内では、路線バス（熊本電鉄）、鉄道（熊本電鉄）、環状・循環バス及び乗り合いタクシー（熊本電鉄及び市内タクシー事業者（市による補助あり））が運行していますが、路線バスの多くは市南部の住宅団地部を中心にダイヤが組まれ、熊本電鉄のサービス範囲は市内の一部に限られています。環状・循環バス及び乗り合いタクシーについては、市内全域を網羅するように運行していますが、市の財政負担の問題もあり、最小限のサービスにとどまっています。また、隣接する大津町、菊陽町を JR 豊肥線が通っていますが、本市内から JR 駅（JR 光の森駅）へのアクセスも十分とはいえません。

このままでは、公共交通のサービスの空白地帯が生じ、市民生活の地域格差が増大する恐れがあり、この問題の解決には交通事業者単独の経営努力では自ずと限界があります。長期的な視点に立てば、人口高齢化の一層の進展に伴い、外出手段確保の必要性は高まり、また地球温暖化防止など環境対策の点からも、公共交通の重要性が増してくるものと考えられます。

このため、市内の公共交通ネットワークを再編することによって、公共交通サービス空白地域をなくし、市民の公共施設、病院、大規模商業施設及び JR 光の森駅等へのアクセス手段を整備することを目的として、地域公共交通確保維持事業に取り組みます。

【必要性】

本市においては、大きく 3 つの異なる日常生活圏があり、地域によって買い物や通院といった基本的な日常生活に違いが見られる。さらに、市内の各種施設の利用等のため、市内の東西方向への公共交通による移動の確保が困難である。

これらを考慮して、市民が通いなれた商業施設、病院及び公共施設等を利用できるような公共交通を整備することが必要とされている。

また、市外への公共交通による移動では、熊本市方面への熊本電鉄や JR などの利用を希望する声が多いため、鉄道駅を主要乗り換え拠点とし、そこに至る公共交通手段を強化についても必要とされていることから、次の路線について地域公共交通確保維持事業を活用し、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

- 地域ごとの生活圏に対応した生活支援交通及び市内移動手段の路線
- 鉄道駅やバスターミナルの拠点性を高めるフィーダール線

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>① 公共交通機関を利用している人の割合：69.0%</p> <p>② 公共交通機関を使った市内外への移動での乗り換え乗り継ぎが円滑にできていると思う人の割合：30.0%</p> <p>③ 軌道（熊本電鉄やJR）を使って移動が円滑にできていると答えた市民の割合：73.8%</p> <p>④ バスを使って移動が円滑にできていると答えた市民の割合：71.5%</p> <p>※当該目標と目標値については、第2期市総合計画の指標を基に設定し、毎年実施している3,000人市民アンケートにより評価を行う。（記載例）</p>
(2) 事業の効果
<p>目標を達成することにより、次の効果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民の市内外の移動が円滑にできる ●市民生活における地域間格差の解消 ●市民（特に交通弱者）の社会参加の増加による地域活性化 ●環境対策（CO2削減）への寄与
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p>
4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付 なお、合志市から運行事業者への運行委託金額については、運行収入を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p>
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<p>合志市地域公共交通協議会</p>
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
<ul style="list-style-type: none"> ・運行委託業務実績報告書（毎月報告） ・OD調査 ・利用者アンケート（車内聞き取りアンケート）
7. 別表1及び別表3の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 【地域間幹線システムのみ】
<p>該当なし</p>

8. 別表1及び別表3の補助事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
該当なし
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
10. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
該当なし
(2) 事業の効果
該当なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
平成27年5月22日（第33回） 当該計画について協議し合意を得られた
15. 利用者等の意見の反映状況
本市の協議会の構成委員（住民・利用者代表）として、市区長連絡協議会、市老人クラブ連合会、市身体障害者福祉協議会、市PTA連絡協議会、コミュニティ委員会及びNPO法人の各種団体が参画しており、地域住民や利用者目線の意見をいただき、計画策定及び路線バス等の運行等に反映させている。

16. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	協議会への参画なし
関係市区町村	協議会への参画なし
交通事業者・交通施設管理者等	熊本電気鉄道(株) (株)相互交通 (有)キティー交通 (有)銀杏交通タクシー 熊本河川国道事務所 熊本県県北広域本部土木部 合志市建設課 大津警察署
地方運輸局	熊本運輸支局
その他協議会が必要と認める者	熊本大学教授、市商工会、利用者代表等

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 熊本県合志市竹迫 2140

(所 属) 合志市 政策部 企画課

(氏 名) 吉田健悟

(電 話) 096-248-1813 (直通)

(e-mail) k-yoshida@city.koshi.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画等既存計画が活用できる場合は、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です（ただし、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

平成28年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名	地域間幹線／地域内フィーダーの別	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	幹線特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表6「補助対象の基準」)			
						乗合バス型/デマンド型の別	基準口で該当する要件	接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策	基準二で該当する要件
熊本県 (合志市)	熊本電鉄(株)	(1) レターバス	地域内フィーダー	9068.5	-	乗合バス型	②(2)	JR豊肥本線光の森駅にて接続(バス停近接)	③
	熊本電鉄(株)	(2) レターバス (左回り平日1便目)	地域内フィーダー	333.0	-	乗合バス型	②(2)	JR豊肥本線光の森駅にて接続(バス停近接)	③
	熊本電鉄(株)	(3) 日向・新迫線	地域内フィーダー	1332.5	-	乗合バス型	②(2)	熊本電鉄の御代志駅にて接続(バス停近接)	③
	株相互交通	(4) 合生・上生線	地域内フィーダー	1024.5	-	乗合バス型	②(2)	熊本電鉄の北3系統の黒石下バス停にて接続(バス停近接)	③
	(有)キティー交通	(5) 合生・御代志線	地域内フィーダー	1,177	-	乗合バス型	②(2)	熊本電鉄の北3系統の黒石下バス停にて接続(バス停近接)	③
	(有)銀杏交通タクシー	(6) 後川辺線	地域内フィーダー	792.5	-	乗合バス型	②(2)	熊本電鉄の北3系統の泗水バス停にて接続(バス停近接)	③
	(有)銀杏交通タクシー	(7) 後川辺線	地域内フィーダー	144.5	-	乗合バス型	②(2)	熊本電鉄の北3系統の泗水バス停にて接続(バス停近接)	③
合 計				13,872					

(注)

1. 「地域内フィーダー系統の基準適合」は地域内フィーダー系統を記載する場合のみ記載する。
2. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」には、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載する。
3. 本表に記載する運行予定系統を示した地図を添付すること。
4. 「幹線特例措置」には、地域協働推進事業計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合のみ、特例措置15人未満の系統については「1」を、特例措置15人～150人の系統については「2」を記載する。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【平成28年度】

市町村名	合志市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	20,985
交通不便地域	4,102

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
4,102	出分、上古閑、御領、上町、下町、横町、二子、上庄、原口、原口下、平島、竹迫住宅、合志中央団地、日向、新迫、新古閑、菊池病院官舎、中林、生坪、立割、桑木鶴団地	局長指定

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域(過疎地域とみなされる市町村、過疎とみなされる区域を含む。)、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域、半島振興法に基づく半島振興対策実施地域、山村振興法に基づく振興山村に該当する地域の人口及び実施要領(2.(1)⑫)に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2) 添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図